



請負業者賠償責任保険

各種工事や作業などの遂行によって発生した対人・対物事故による損害を補償します。

企業
賠償責任



請負業者賠償責任保険とは…

次のような事故を補償します！

建設業

での事故例

- ❗ 管理ミスで建設現場の資材が倒れ、近くで遊んでいた**子供がケガ**をした！



補償
します

建設業

での事故例

- ❗ 足場の架設工事中に、誤って工具を落としてしまい、**通行人がケガ**をした！



補償
します

ビル清掃業

での事故例

- ❗ 窓ガラス清掃時に誤ってバケツを落とし、停車していた**車を破損**した！



補償
します

配管工事業

での事故例

- ❗ 配管のメンテナンス作業中、**誤って水道管を破損**してしまった！(*1)



補償
します

*1 管理下財物損壊担保特約条項のセットが必要です。

企業を取り巻く賠償等のリスクと商品ラインナップ

<input type="checkbox"/> 施設や仕事の遂行による対人・対物事故への賠償リスク ●施設賠償責任保険	<input type="checkbox"/> 生産物や仕事の結果による対人・対物事故への賠償リスク ●生産物賠償責任保険	<input type="checkbox"/> リコールのリスク ●生産物回収費用保険(リコール保険)	<input type="checkbox"/> コンピュータの誤使用や情報漏えい等による他人の損害、サイバー攻撃による対人・対物事故への賠償リスク ●サイバーリスク保険
<input checked="" type="checkbox"/> 工事や作業の遂行による対人・対物事故への賠償リスク ● 請負業者賠償責任保険	<input type="checkbox"/> 海外へ輸出する生産物による対人・対物事故への賠償リスク ●海外PL保険	<input type="checkbox"/> 受託した他人の財物の事故への賠償リスク ●受託者賠償責任保険 ●自動車管理者賠償責任保険	<input type="checkbox"/> 会社役員の行為による他人の損害への賠償リスク ●会社役員賠償責任保険(D&O保険)

基本補償の内容

基本補償

+ オプション補償

※補償内容の詳細については約款をご参照ください。

基本補償では、次のような賠償リスクを補償します。



仕事の遂行に起因する対人・対物事故への賠償

❗ 事故例

建設工事中に誤って梯子^{はしご}を倒してしまい、駐車していた車を破損した!

仕事の遂行に起因する対人・対物事故(*1)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、保険金をお支払いします。

こんな事故にも

- ビル清掃作業中、誤ってビル来訪者に台車をぶつけてしまい、来訪者がケガをした。
- 掘削工事中、工事と関係のない下水道管を誤って破損した。
- 工場内でフォークリフトを使用中、誤って工場見学に来ていた学生に接触し、学生がケガをした。



施設の欠陥に起因する対人・対物事故への賠償

❗ 事故例

従業員の寄宿舍でガス漏れによる事故が起こり、近隣の住宅が破損した!

施設に起因する対人・対物事故(*1)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、保険金をお支払いします。

こんな事故にも

- 仮設の資材置場の管理ミスで、資材置場で火災が発生し、近隣の建物が破損した。



●法律上の損害賠償責任とは?

加害者の過失等により他人に損害を与えた場合、民法等の規定により、加害者は被害者に対してその損害を補償する責任を負います。これを法律上の損害賠償責任といいます。賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害(支払う損害賠償金等)を補償する商品です。したがって、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じない場合は、補償対象外となりますので、ご注意ください(*2)。

●自然災害による事故について

台風等の自然災害による事故で他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては、「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。

●被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊

被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊についての賠償損害は、原則として補償対象外です(P.10「保険金をお支払いしない主な場合【基本補償】①」ご参照)。オプション補償をセットすることにより、一部を補償対象とすることができます。

●仕事の終了後に発生した事故の取扱い

請負業者賠償責任保険では、仕事の終了・放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故についての賠償損害は、補償対象外です(P.10「保険金をお支払いしない主な場合【基本補償】⑥」ご参照)。生産物賠償責任保険で補償します。詳細は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。

*1 保険期間中に日本国内において発生したものに限りです。

*2 法律上の損害賠償責任の発生を保険金をお支払いする条件としない補償については、この限りではありません。

オプション補償の内容

基本補償

+ オプション補償

※補償内容の詳細については約款をご参照ください。

ニーズに合ったオプションをセットして、補償を拡大できます。

+ 管理下財物損壊担保特約条項

! こんなオプションです

電気配線工事中に、誤って作業していた基盤を破損してしまった! こんなときの基盤の所有者に対する賠償リスクを補償します。

記名被保険者等が占有・使用する、直接作業を加えているまたは借りている財物(*1)の損壊について、被保険者が正当な権利(所有権等)を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

*1 リース・レンタル財物および支給財物は含まれません。

こんな事故にも

- エアコンの点検作業中、工具で配線に接触させてしまい、配線がショートしてしまった。

全ての業種

におすすめ

+ 支給財物損壊担保特約条項

! こんなオプションです

エアコン設置工事の発注者から支給されたエアコンを、設置中に破損してしまった! こんなときのエアコンの所有者に対する賠償リスクを補償します。

支給財物の損壊について、被保険者が正当な権利(所有権等)を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

※1事故につき免責金額5万円が適用されます。

こんな事故にも

- 太陽光発電システムの設置工事において、管理不備により火災を発生させ、発注者から支給された太陽光モジュールを焼損させてしまった。

機械据付業
設備工事業

におすすめ

+ 被保険者間交差責任担保特約条項 (Full Way・Both Way)

! こんなオプションです

自社(元請負人)の従業員が施工中に、誤って下請負人の施工部分を破損してしまった! こんなときの下請負人に対する賠償リスクを補償します。

※下記①Full Wayをセットいただいた場合の事故例です。

被保険者相互間において負担する賠償損害に対して、保険金をお支払いします。Full WayとBoth Wayの2つの特約があり、補償の対象となる範囲はそれぞれ次のとおりです。

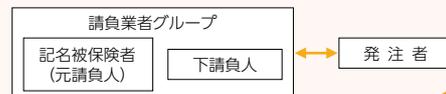
①Full Way

記名被保険者等相互間の賠償責任(*1)



②Both Way

発注者と請負業者グループ(発注者から仕事を請け負う記名被保険者およびその下請負人)相互間の賠償責任(*1)



*1 対人事故については、記名被保険者またはその下請負人が発注者に対して、法律上の損害賠償責任を負担した場合に限り、保険金をお支払いします。

建設業

におすすめ

建設業

におすすめ

+ リース・レンタル財物損壊担保特約条項

! こんなオプションです

リースしたショベルカーを作業場内で保管中、工具をぶつけ、アームを破損してしまった! こんなときのリース会社に対する賠償リスクを補償します。

作業場・施設の内部または一時的にこれらの場所の外部において使用・管理している間にリース・レンタル財物を損壊したことについて、被保険者が正当な権利(所有権等)を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

※1事故につき免責金額5万円が適用されます。

※盗難・紛失は補償対象外です。

こんな事故にも

- 外壁塗装工事中、リースしていた足場が組立ての不備により崩れ、足場を破損してしまいました。

建設業

におすすめ

+



初期対応費用担保特約条項

! こんなオプションです

- 事故の発生の知らせが! 事故現場の保存、ケガ人への見舞金の支払い等の初期対応にかかる費用を補償します。
- 台風によって建設現場で組んでいた足場が倒壊し、他人の家を損壊させてしまった! こんなときに被害者に支払う見舞費用を補償します。

この保険の対象となりうる事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当な初期対応費用に対して、保険金をお支払いします(結果として被保険者が法律上の賠償責任を負わなかった場合でも補償します。)

〈初期対応費用の例〉

- ・ 事故現場の保存費用・事故原因の調査費用
- ・ 新聞等へのお詫び広告の掲載費用
- ・ 対人事故の被害者への見舞費用(身体障害見舞費用)
- ・ 風災見舞費用

■ 支払限度額

タイプ	1事故支払限度額	うち身体障害見舞費用 支払限度額	うち風災見舞費用 支払限度額
標準	1,000万円(*1)	1被害者 10万円	1被害世帯・法人等 10万円 1事故 100万円
ミニプラス	150万円(*1)	1被害者 3万円	
ミニ	100万円(*1)	1被害者 1万円	

風災見舞費用

次の①～③を満たす費用をいいます。

- ① 被保険者が所有・使用・管理する建物・屋外設備装置(*2)・工事の目的物(*3)が、風災(*4)に起因して損壊し、
- ② 飛来・倒壊等が生じて、他人の建物・屋外設備装置(*2)を損壊させた場合に、
- ③ その被害者に対して支払う見舞金・見舞品購入費用(事故発生の日からその日を含めて180日以内(*5)に支出した費用に限ります。)

*1 基本補償の1事故支払限度額がこれよりも低い場合は、その額

*2 建物の外部にあって、地面等に固着されている設備・装置・機械等をいい、温室・ビニールハウス・テント・街灯・信号機・標識・架線・植物を除きます。なお、自動車等の動産は含まれません。

*3 建設現場で組まれている足場のような「仮工事の目的物」を含みますが、組立前の足場部材や工事現場のバリケード等は含まれません。

*4 台風・旋風・竜巻・暴風等をいい、洪水・高潮等は含まれません。

*5 弊社が期間の延長に同意した場合は、事故の発生の日から1年となります。

+



事業継続対応費用担保特約条項

! こんなオプションです

事故が発生! 事故に対応するための会見費用、レピュテーション(風評)への対応費用、再発防止や信頼回復を図るための広告費用等、事故の初期段階から、事故解決後の信頼回復段階に至るまで、事業継続に必要な各種費用を補償します。

この保険の対象となる事故が発生した際に、事故の発生の日から180日(*)以内に記名被保険者が負担する社会通念上妥当な事業継続対応費用に対して保険金を支払います。

*弊社が期間の延長に同意した場合は、事故の発生の日から1年となります。

〈事業継続対応費用の例〉

a. 危機管理対応費用

- ・ 事故についての会見等を行う費用
- ・ 対策本部設置費用
- ・ SNS等への投稿の削除費用
- ・ 評判への影響を最小化するためのコンサルティング費用

b. 再発防止コンサルティング等費用

- ・ 再発防止に関するコンサルティング費用
- ・ 再発防止マニュアル策定費用
- ・ 従業員の教育費用

c. 信頼回復広告費用

- ・ 営業再開を知らせる広告費用
- ・ 信頼回復のための広告費用
- ・ 信頼回復のための広告宣伝対策のコンサルティング費用

■ 支払限度額

1事故・保険期間中につき1,000万円(うち再発防止コンサルティング等費用は、1事故につき500万円となります。)

※基本補償の1事故支払限度額がこれより低い場合は、その額

■ 縮小支払割合

なし(再発防止コンサルティング等費用は90%)

オプション補償の内容

基本補償

+ オプション補償

※補償内容の詳細については約款をご参照ください。

ニーズに合ったオプションをセットして、補償を拡大できます。

+ 訴訟対応費用担保特約条項

! こんなオプションです

事故により被害者から損害賠償請求訴訟を提起された! 意見書等の文書の作成等、訴訟への対応費用を補償します。

この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が応訴のために負担する社会通念上妥当な訴訟対応費用に対して、保険金をお支払いします。

〈訴訟対応費用の例〉

- ・事故の再現実験費用
 - ・意見書・鑑定書作成費用
 - ・相手方や裁判所に提出する文書の作成費用 等
- ※裁判費用や弁護士報酬等の争訟費用は、基本補償の補償対象となります。

■支払限度額

1事故につき1,000万円

※基本補償の1事故支払限度額がこれよりも低い場合は、その額。

+ 財物損壊の範囲拡大に関する特約条項

! こんなオプションです

工事現場で建設機械が倒れ、近隣の店舗の入口を塞いでしまい、店舗を休業させたことで経済損失を与えてしまった! こんなときの店舗に対する賠償リスクを補償します。

対人・対物事故を伴わずに発生した事故(不測かつ突発的に発生した事象)によって他人の財物を使用不能な状態としたこと(*1)について、被保険者がその財物の正当な権利(所有権等)を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします(*2)。

*1 不測かつ突発的な事象の発生から30日以内に発生したものに限りです。

*2 次の財物の使用不能に起因する賠償責任は補償対象外です。

- ・被保険者が他人から借りている財物
- ・支給財物
- ・被保険者が所有・借用する施設において、保管・修理等を目的として受託した財物
- ・運送を受託した貨物

+ 地盤崩壊危険担保特約条項

! こんなオプションです

建設現場の掘削工事により、近隣の住宅に損傷が生じた! こんなときの被害者に対する賠償リスクを補償します。

土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って不測かつ突発的に発生した地盤の崩壊(沈下、隆起、土砂崩れ等)または地下水の増減によって生じる土地や工作物等の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、一定の条件のもとに保険金をお支払いします。

ただし、掘削を伴う工事(杭工事を除きます。)において、掘削予定地域の外周線から掘削予定深度を水平に置き換えた距離内において発生した損壊(シールド工法(*1)により行われる地下工事等によるものについては、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた損壊)については、補償対象外となりますので、ご注意ください(詳細は、P.11をご参照)。

*1 セミシールド工法を含みません。

+ 人格権侵害担保特約条項

! こんなオプションです

ドローンで建設現場の撮影を行いHPに掲載したところ、誤って近隣のマンションの戸室内が映っておりプライバシー侵害で訴えられた! こんなときの被害者に対する賠償リスクを補償します。

仕事の遂行や施設の所有・使用・管理に伴い次のいずれかの不当行為が行われ、それによって他人の自由・名誉・プライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

- ① 不当な身体の拘束
- ② 口頭または文書・図画等による表示

建設業

におすすめ

+ 工事遅延損害担保特約条項

! こんなオプションです

クレーンが倒れて近隣の建物が損壊し、工事が中断されたため、請負契約書で定められた履行期日より10日遅れた! こんなときの発注者に対する賠償リスクを補償します。

対人・対物事故が発生したことにより、請負契約で約定した履行期日の翌日から起算して6日以上工事遅延が発生したことについて、記名被保険者が対象工事の発注者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

+ データ損壊担保特約条項

! こんなオプションです

ビル清掃中に誤って電源コードを抜いてしまい、サーバのデータが滅失してしまった! こんなときの被害者に対する賠償リスクを補償します。

有体物の損壊を伴わずに発生したデータまたはプログラムの滅失・破損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金を支払います。

※1事故につき免責金額5万円が適用されます。

+ 被害者治療費用担保特約条項

! こんなオプションです

工事現場の資材が倒れて歩行者がケガをしたが、事故原因ははまだ調査中。こんなとき素早く治療費用をお支払いすることでトラブルの拡大を防ぎます。

この保険の対象となる対人事故が発生した場合に、被保険者が負担した被害者の治療費用(事故発生日から1年以内に生じたものに限ります。)に対して、保険金をお支払いします。

※被害者の治療費用を被保険者が賠償金としてお支払いする場合は基本補償の補償対象となりますが、このオプション補償により賠償責任の有無が確定する前に素早く治療費用をお支払いすることにより、スムーズな事故対応が可能になります。

■ 支払限度額

1名につき50万円

1事故につき基本補償の対人1事故支払限度額と同額(共有)

+ 求償権不行使特約条項

! こんなオプションです

被害者に賠償金を支払ったが、その後取引先のミスであることが判明。これまでの取引を考えて、取引先には求償したくない…

弊社が保険金をお支払いした場合に、被保険者以外に賠償責任を負担すべき方がいるときでも、そのうちご契約時に求償権不行使先として設定された方に対しては、弊社から求償を行わないこととする特約条項です。なお、下請負人等被保険者に含まれている方(P.9②被保険者ご参照)に対しては、請求権代位による求償を行いませんので本特約の求償権不行使先として設定する必要はありません。

その他のオプション

● 損害賠償請求ベース特約条項

基本補償では、対人・対物事故が保険期間中に発生した場合を補償対象としています(事故発生ベース)が、損害賠償請求が保険期間中になされた場合を補償対象とする契約方式(損害賠償請求ベース)に変更します。

お支払いする保険金の種類

基本補償の内容

オプション補償の内容

お支払いする保険金の種類

ご契約条件

保険金をお支払いしない主な場合

用語解説



1 事故の初動対応

2 事

基本補償

① 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用

② 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用

③ 争訟費用

損害賠償責任に関する意を得て支出した弁護なども含みます。)

④ 協力費用

弊社が被保険者に代わ被保険者が弊社の求

基本補償①～④の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)



例外

お支払保険

主なオプション補償

※ 補償対象となる費用の一例です。

初期対応費用担保特約

- ・事故現場の保存費用・事故原因の調査費用
- ・新聞等へのお詫び広告の掲載費用
- ・対人事故の被害者への見舞費用

等

- ・事故の
- ・意見書
- ・相手方

a. 危機管理対応費用

- ・事故についての会見等を行う費用
- ・対策本部設置費用
- ・SNS等への投稿の削除費用
- ・評判への影響を最小化するためのコンサルティング費用

b. 再発防止コ

- ・再発防止に關
- ・再発防止マニ
- ・従業員の教育

● 各種費用特約のご活用例

事故例 建築中の建物で火災事故が発生し、周囲の住宅に燃え広がりがケガ人も出た

【ご活用例の見方】

右記費用例に記載のアイコンは、それぞれ以下の費用で補償対象となることを示しています。

- ◆ 初期対応費用担保特約
- 訴訟対応費用担保特約
- ★ 事業継続対応費用担保特約

火災現場への急行・片付け

- ◆ 現場へ向かう交通費
- ◆ 現場の取り片付け費用
- ◆ 見舞品の購入費用

事故状況を説明するための記者会見実施

- ★ 会場の手配費用
- ★ 台本作成費用
- ★ コンサルティング費用

事故の原因実施

- ◆ 事故原因の
- ★ 対策本部施設・備品の
- ★ 事故を知っらの問い合わせのためのに要した臨時

態への対処・訴訟対応

3 事態収束

訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同
士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談

って損害賠償請求の解決に当たる場合において、
めに応じて協力するために支出した費用

⑤法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者
に対して支払責任を負う損害賠償金



法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認また
は賠償金額の決定前に弊社の同意が必要とな
りますので、ご注意ください。

「⑤法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、
③争訟費用は、下記の式に従ってお支払いします。

$$\text{払いる金} = \text{③争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{⑤法律上の損害賠償金}}$$

⑤法律上の損害賠償金は、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお
支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{⑤法律上の損害賠償金} - \text{免責金額}$$

訴訟対応費用担保特約

再現実験費用
・鑑定書作成費用
や裁判所に提出する文書の作成費用 等

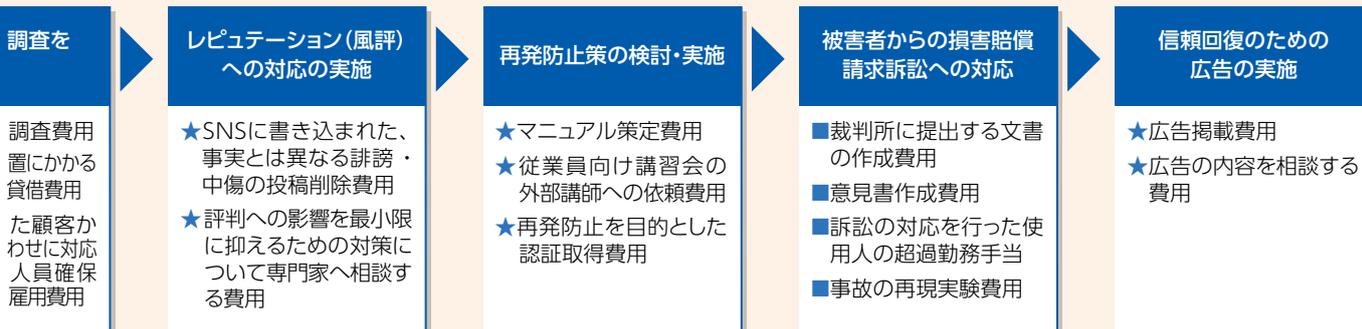
対応費用担保特約

コンサルティング等費用
するコンサルティング費用
ュアル策定費用
費用

c.信頼回復広告費用

- ・営業再開を知らせる広告費用
- ・信頼回復のための広告費用
- ・信頼回復のための広告宣伝対策のコンサルティング費用

等



ご契約条件

① ご契約の対象となる事業者

土木工事、建設工事、機械の据付工事、荷役作業、ビルメンテナンス・清掃作業等、各種工事や作業を行う事業者の皆様
※一部、ご契約いただけない業種があります。代理店または弊社までお問い合わせください。

② 被保険者

この保険契約において補償を受けることができる次の方をいいます。

- 記名被保険者
- 記名被保険者・その下請負人の使用人
- 記名被保険者・その下請負人の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関(役員等) (記名被保険者・その下請負人が法人の場合)
- 記名被保険者の構成員(記名被保険者が法人以外の団体の場合)
- 記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人の場合)
- 記名被保険者の下請負人
- 発注者(保険証券の発注者欄に記載された場合のみ含まれます。)

※基本補償では、被保険者相互間において負担する賠償損害については記名被保険者が上記b.からd.までの被保険者に対して賠償責任を負う場合のみ、補償の対象となります。それ以外の場合は補償対象外です。記名被保険者等がその相互間において負担する賠償損害については、オプション補償「被保険者間交差責任担保特約条項(Full Way・Both Way)」をセットすることにより、一部補償対象とすることができます。

③ 保険の対象となる仕事・施設

ご契約にあたっては、保険の対象とする仕事・施設の範囲を申込書(明細書)に明確に記載していただきます。

④ 保険期間

保険期間は契約方式により異なります。いずれの契約方式でも、保険責任は、保険期間の始期日の午後4時(これと異なる時刻で定めることも可能です。)に開始し、満期日の午後4時に終わります。

- 年間包括契約方式
保険期間中に行うすべての仕事を包括的に補償の対象とする契約方式で、保険期間は原則1年です。
- スポット契約方式
特定の1つの仕事を補償の対象とする契約方式で、保険期間は原則としてその仕事の期間に合わせて設定いただきます。

⑤ 保険適用地域

日本国内で発生した事故による損害が補償対象となります。

⑥ 支払限度額と免責金額

ご契約にあたっては、支払限度額・免責金額を設定していただきます。
下表は標準的な設定例です。業種や想定される事故に応じて個別に設定してください。

担保項目	支払限度額		免責金額
	被害者1名	1事故	
対人・対物賠償共通(CSL)	1億円	1億円	なし

⑦ 保険料の計算方法

- 保険料は、仕事の具体的な内容、保険料算出基礎数字、過去の事故歴、ご契約条件(支払限度額や免責金額、各種特約条項のセット等)によって決定されます。保険料算出基礎数字(完成工事高、請負金額等)については、数字を確認できる公表資料・客観的資料等の確認資料のご提出をお願いいたします。
- 年間包括契約方式の場合は、保険料の精算の有無をご契約時に選択いただけます。精算の有無に応じて、保険料算出基礎数字は次のとおりとなります。スポット契約の場合は、保険料の精算を行いません。

(a) 保険料の精算を行わない場合

ご契約時に把握可能な最近の会計年度等の数字を確認資料とともにご申告いただき、保険料算出基礎数字として使用します。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。なお、ご申告いただいた保険料算出基礎数字が誤っていた場合、保険金が削減される場合がありますので、ご注意ください。

(b) 保険料の精算を行う場合

ご契約時に、保険期間中の見込みの保険料算出基礎数字に基づき、暫定保険料を払い込みいただきます。また、保険期間終了時に、実績の保険料算出基礎数字を確認資料とともにご申告いただき、弊社が算出した確定保険料(*1)と暫定保険料との差額を精算していただきます。

*1 確定保険料がご契約時に定めた最低保険料を下回る場合は、最低保険料とします。

保険金をお支払いしない主な場合

次の損害または次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

【基本補償】

<p>① 次の賠償責任</p> <p>a. 記名被保険者等が所有・使用・管理する財物(*1)の損壊について、正当な権利(所有権等)を有する者に対して負担する賠償責任</p> <p>b. 記名被保険者等以外の被保険者が所有・使用・管理する財物(*1)(aの財物を除きます。)の損壊について、正当な権利(所有権等)を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任</p> <p>➤ オプション補償 > 管理下財物損壊担保特約条項</p> <p>➤ オプション補償 > リース・レンタル財物損壊担保特約条項</p> <p>➤ オプション補償 > 支給財物損壊担保特約条項</p> <p>② 土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って発生した土地の沈下・隆起・振動・軟弱化等による土地や建物等の損壊、地下水の増減等</p> <p>➤ オプション補償 > 地盤崩壊危険担保特約条項</p> <p>③ 施設である建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み</p> <p>④ 自動車・原動機付自転車・航空機の所有・使用・管理(*2)</p> <p>⑤ 記名被保険者等の占有を離れた商品・飲食物・施設外にあるその他の財物(*3)</p> <p>⑥ 仕事の終了・引渡し・放棄の後にその仕事の結果に起因して発生した事故(*3)</p> <p>⑦ ちり・ほこり・騒音</p> <p>⑧ 飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料・鉄粉・鉄錆または火の粉の飛散・拡散</p> <p>⑨ サイバー攻撃(*4)</p> <p>⑩ 石綿(アスベスト)・石綿の代替物質(これらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性</p> <p>⑪ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出(ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、弊社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理</p> <p>⑫ 排水・排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任</p> <p>⑬ 医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為</p> <p>⑭ 核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、</p>	<p>放射線障害を含みます。)(ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。)</p> <p>⑮ ご契約者・被保険者の故意</p> <p>⑯ 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議</p> <p>⑰ 地震・噴火・洪水・津波・高潮(*5)</p> <p>⑱ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任</p> <p>⑲ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 次のものをいいます。</p> <p>a. 所有する財物</p> <p>b. 占有または使用している財物</p> <p>c. 直接作業を加えている財物(その作業の対象となっている部分をいいます。)</p> <p>d. 借りている財物(リース契約により占有する財物を含みます。)</p> <p>e. 保管施設において保管するために預かっている財物</p> <p>f. 支給財物</p> <p>*2 記名被保険者等が作業場または施設の内部で所有・使用・管理するブルドーザー等の工作車に起因する損害は、自賠責保険契約または自動車保険契約により補償されるべき金額を超える部分がお支払いの対象となります。</p> <p>*3 生産物賠償責任保険をご契約いただくことにより、この一部を補償対象とすることができます。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。</p> <p>*4 サイバーリスク保険に付帯する「サイバー攻撃による対人・対物事故担保特約条項」により、一部を補償の対象とすることができます。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。</p> <p>*5 地震・噴火・洪水・津波・高潮以外の自然災害(台風等)については、こちらの「保険金をお支払いしない主な場合」には該当しませんが、そもそも自然災害に起因する事故によって他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。この場合は、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。</p>
---	--

➤ オプション補償 > オプション補償をセットすることにより、一部を補償対象とすることができます。

保険金をお支払いしない主な場合

次の損害または次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

【オプション補償固有】

管理下財物損壊担保特約条項 (*1)	地盤崩壊危険担保特約条項 (*6)
<p>① 次の財物の損壊による損害</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 記名被保険者等またはその法定代理人もしくは使用人が所有する財物・もっぱら仕事以外の目的のために使用する財物 b. 貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手(料額印面が印刷されたはがきを含みます。)、証書・宝石・貴金属・美術品・骨董品・勲章・印章・稿本・設計書・雛型その他これらに類する財物 c. 記名被保険者等がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき借りている財物(仕事の遂行のために借りている従業員宿舍、資材置場、事務所等の施設であって、臨時に設置されたものを除きます。)(*2) d. 記名被保険者等が保管施設において保管するために預かっている財物 e. 記名被保険者等が仕事の遂行のために支給された資材および設置工事の目的物(工所用仮設物の材料を含みます。)(*3) f. 記名被保険者等が運送を受託した貨物。ただし、この規定は、貨物の損壊が作業場の内部において発生したものである場合には適用しません。 <p>② 自然の消耗または性質による蒸れ・かび・腐敗・変色・さび・汗ぬれその他これらに類似の現象</p> <p>③ ねずみ食い・虫食い等の現象</p> <p>④ 修理・点検・加工に関する技術の拙劣・仕上不良</p> <p>⑤ 塗装用材料の色・特性等の選択の誤り</p> <p>*1 【基本補償】の①は、このオプションには適用されません。 *2 リース・レンタル財物損壊担保特約条項をセットすることにより、一部を補償対象とすることができます。 *3 支給財物損壊担保特約条項をセットすることにより、一部を補償対象とすることができます。</p>	<p>① 被保険者が工事仕様書等に定める災害防止措置を講じていなかったことによる地盤崩壊事故</p> <p>② 次のいずれかの工事に伴う土地の振動</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 杭打機・杭抜機・杭打杭抜機を使用する工事。ただし、圧入式杭打杭抜機・油圧式杭抜機等、振動を伴わない杭打機または杭抜機を使用して行うものを除きます。 b. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する工事 c. 舗装版破砕機・ブレーカーを使用する工事 <p>③ 河川・堤防の損壊</p> <p>④ 工事の終了後に発見された損壊</p> <p>⑤ 掘削を伴う工事(杭工事を除きます。)において、掘削予定地域の外周線から掘削予定深度を水平に置き換えた距離内において発生した損壊(下図A)。ただし、シールド工法(セミシールド工法を含みません。)により行われる地下工事等によるものについては、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた損壊(下図B)とします。</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【図A】</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【図B】</p> </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>斜線部分については、地上・地下を問わず保険金をお支払いしません。</p> </div> <p>⑥ 記名被保険者と発注者(下請負人にとっての元請負人を含みません。)を同じくする他の請負業者またはその下請負人が施工中の工事の目的物の損壊</p> <p>⑦ 薬液注入・設計変更・工事変更に要する費用</p> <p>*6 【基本補償】の②は、このオプションには適用されません。</p>
<p style="background-color: #e6f2ff; padding: 2px;">リース・レンタル財物損壊担保特約条項 (*4)</p> <p>① リース・レンタル財物とその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊</p> <p>② 消耗品または消耗材(潤滑油・燃料等の運転資材・電球等の管球類・キャタピラ・タイヤ等の移動用部品・ショベル等の歯または爪に相当する部分等をいいます。)に単独に生じた損壊</p> <p>③ 傷などの外観上の損壊にとどまり、リース・レンタル財物の機能に支障のない損壊</p> <p>④ リース・レンタル財物に対する保守・点検・修理・部品交換等の作業により生じた損壊</p> <p>⑤ 電氣的・機械的な原因により生じた損壊</p> <p>⑥ 損壊したリース・レンタル財物の使用不能</p> <p>*4 【基本補償】の①は、このオプションには適用されません。</p>	
<p style="background-color: #e6f2ff; padding: 2px;">支給財物損壊担保特約条項 (*5)</p> <p>① 支給財物とその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊</p> <p>② 支給財物(他の財物に組み込まれた後に発見された損壊)</p> <p>③ 損壊した支給財物の使用不能</p> <p>*5 【基本補償】の①は、このオプションには適用されません。</p>	

<p>財物損壊の範囲拡大に関する特約条項</p> <p>①被保険者の故意・重大な過失による法令違反 ②被保険者による窃盗・強盗・詐欺・横領・背任行為その他の犯罪行為(過失犯を除きます。) ③脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為 ④被保険者に対してなされる法令等に基づく規制または差押え・収用・没収・破壊等、国または公共団体の公権力の行使 ⑤データまたはプログラムの損壊 ⑥被保険者の業務の履行不能・履行遅滞 ⑦特許権・著作権・商標権等の知的財産権の侵害 ⑧IT業務 ⑨被保険者が記名被保険者等の親会社、子会社または関連会社に対して賠償責任を負担することによって被る損害 ⑩次の財物の使用不能に起因する賠償責任を負担することによって被る損害 a.被保険者が他人から借りている財物 b.支給財物 c.被保険者が所有・借用する施設において、保管・修理等を目的として受託した財物 d.運送を受託した貨物</p>	<p>被害者治療費用担保特約条項</p> <p>①ご契約者・被保険者・被害者の闘争行為・犯罪行為(過失犯を除きます。) ②被害者の故意 ③次のいずれかの者が被った身体の障害 a.ご契約者・被保険者 b.被保険者の業務に従事中的者 c.被保険者と同居する親族</p>
<p>人格権侵害担保特約条項</p> <p>①最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続・反復として行われた不当行為 ②事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為 ③被保険者によって、または被保険者の了解・同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。) ④被保険者による採用・雇用・解雇に関して行われた不当行為 ⑤広告・宣伝活動、放送活動または出版活動</p>	<p>損害賠償請求ベース特約条項</p> <p>①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険期間の開始時に発生を知っていた事故 ②保険証券に記載された遡及日より前に発生した事故</p>

等

用語解説

(五十音順)

記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。
記名被保険者等	「ご契約条件②被保険者」の被保険者のうち、a、f、gの方をいいます。
作業場	仕事の行われている場所であって、不特定多数の人が出入りすることを制限されている場所をいいます。
支給財物	仕事の遂行のために発注者等から支給された資材や設置工事の目的物(工事中仮設物の材料を含みます。)であって、記名被保険者以外の方が所有するものをいいます。
事故	対人・対物事故をいいます。ただし、「人格権侵害担保特約条項」においては、施設の所有・使用・管理または仕事の遂行に起因して発生した他人の自由・名誉・プライバシーの侵害をいいます。「財物損壊の範囲拡大に関する特約条項」においては、仕事の遂行または施設に起因して不測かつ突発的に発生した事象をいいます。
仕事	建設・組立工事や清掃作業等、記名被保険者にかかる業務・サービスをいいます。ご契約にあたっては、保険の対象とする仕事の範囲を申込書(明細書)に明確に記載していただきます。
施設	仕事の現場以外でその仕事の遂行のために記名被保険者が所有・使用・管理する特定の施設(資材置場、従業員寄宿舎等)をいいます。その現場以外の仕事にも使用される恒常的な施設(本社ビル等)は対象となりません。ご契約にあたっては、保険の対象とする施設を申込書(明細書)に明確に記載していただきます。
支払限度額	保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。対人事故と対物事故について、合算で設定する方法と別々に設定する方法があります。「1事故あたり」で設定しますが、対人事故に限り、「被害者1名あたりの支払限度額」も設定します。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
対人・対物事故	対人事故とは、他人の身体の障害(傷害・疾病およびこれらに起因する後遺障害・死亡)をいいます。対物事故とは、他人の財物の損壊をいいます。
被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。被保険者の範囲については、「ご契約条件②被保険者」をご参照ください。
保険料算出基礎数字	保険料算出の基礎となる指標をいいます。この保険は、年間包括契約方式の場合は完成工事高または売上高を、スポット契約方式の場合は請負金額を保険料算出基礎数字とします。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
リース・レンタル財物	仕事の遂行のために記名被保険者等がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき借りている財物(不動産を除きます。)をいいます。

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご契約の際のご注意

●告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合には、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険料についての注意点

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

●解約と解約返れい金

ご契約の解約(ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせること)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

●保険証券

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

●代理店の業務

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(*) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

このパンフレットは、請負業者賠償責任保険の概要をご紹介したものです。詳細については、賠償責任保険普通保険約款、請負業者特別約款およびセットされる特約条項をご参照ください。なお、保険金のお支払条件・ご契約手続、その他ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または弊社まで、お問い合わせください。ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご確認ください。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

 **0120-868-100**

受付時間: 平日・土日祝 午前9時～午後6時

(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて地球の安心・安全をひろげます。